

2013年4月5日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続
(IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の修正案)」に対するコメント**

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続（IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1 全体的なコメント

1. 我々は、今回のデリバティブの決済先を CCP へ集中する契約変更は、経済実態から考えると、ヘッジ関係の継続として扱った方が財務諸表の利用者に有用な情報となると考える。我々は、かかる契約変更に対しては、一定の条件を充足した場合に限って（条件に関しては、質問 1，2 に対する回答のなかで述べる）、ヘッジ会計を中止しなくてよいように救済措置を講じるという IASB の提案に基本的に同意する。

2 各質問に対するコメント

質問 1

IASB は、IAS 第 39 号を修正して、ヘッジ手段の契約更改が、下記の条件のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、ヘッジ会計の中止を生じないようにすることを提案している。

- (i) 契約更改が法律又は規制により要求されている。
- (ii) 契約更改の結果、集中化された相手方（「清算機関」と呼ばれる場合がある）が契約更改後のデリバティブの当事者のそれぞれにとっての新たな相手方となる。
- (iii) 集中化された相手方への契約更改により生じた契約更改後のデリバティブの条件の変更が、契約更改後のデリバティブの条件を実行するために必要なものに限定されている。このような変更は、当該契約が当初から集中化された相手方と行われていたとした場合に予想されたであろう条件と整合的なものに限定される。こうした変動には、契約更改の結果としての契約更改後のデリバティブの担保の要求の変更、集中化された相手方との債権債務残高を相殺する権利、集中化された

相手方から課される料金などが含まれる。

この提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。代わりに、どのような代替案を提案するか、また理由は何か。

2. 今回の措置は、①カウンターパーティリスク削減という政策目標を達成するための制度上の変更に対応して会計面の措置を設けるもの、②しかし、濫用防止のために一定の厳格な条件を設けるもの と理解している。
3. ここで、各国において導入された、又は、導入されようという規制のなかには、規制導入前に既に締結されているデリバティブ取引（既存取引）については CCP 決済を強制しないものもあると理解している。¹
4. 一方、日本の関係者にヒアリングしたところ、デリバティブ取引を行う者のなかには、カウンターパーティリスク削減のために、強制されていない既存取引についても CCP に清算を集中する（相手方の同意がとれたものから、既存取引も自主的に CCP 決済に変更する）ことを望む者もいるとのことである。
5. このような状況下、本公開草案提案の通り「契約更改が法律又は規制により要求されている」（条件(i)）を必要条件とすると、CCP 決済へ移行されたもののうち強制されていない既存取引には適用されなくなる。この点につき、会計面の措置が実務上有効なものとはならないと日本の関係者は懸念しており、この懸念について我々も一定の理解は示し得ると考えている。

質問 2

IASB は、集中化された相手方の利用の拡大を要求する法律又は規制の最新の変更から生じた契約更改に対処することを提案している。これを行うために、修正案の範囲を、こうした法律又は規制により「要求されている」契約更改に限定している。本修正案の範囲は、こうした立法又は規制から生じたすべての契約更改に救済を与えるものであることに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、範囲をどのように定義することを提案するか。

6. 質問 1 を参照願いたい。

質問 3

IASB は、IAS 第 39 号について提案した修正に相当する修正を、IFRS 第 9 号に組み込む予定の近く公表するヘッジ会計の章に加えることも提案している。IFRS 第 9 号に含める要求事項案は、IASB のウェブサイト¹で公表しているヘッジ会計に関する章の要求事項のドラフトに基づいている。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

¹ 例えば、日本や米国がこれに該当する。

7. この問題は、現行の IAS39 だけでなく、IFRS 第 9 号に組み込む予定の近く公表するヘッジ会計の章でも発生する。従って、同様の修正を IFRS 第 9 号に組み込む予定の近く公表するヘッジ会計の章に加えることに同意する。

質問 4

IASB は、IAS 第 39 号のこれらの修正案の要件を満たす契約更改によりヘッジ会計を中止しない場合に、開示を要求することを検討した。しかし、IASB は、この状況においては本提案の BC13 項に示した理由により開示を要求しないことを決定した。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か

8. BC13 項に記載の通りの理由で、賛成する。

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員

金融商品専門委員会 専門委員長